二宮町地域公共交通活性化協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領の一部を改正する要領の新旧対照表

改正後	改正前
第１条～第４条（略） （会議記録の公開） 第５条　協議会の会議記録は、協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。 ２　前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。 ３　協議会当日の資料については、その内容が第２条第１号及び第２号に該当する事項を除き、協議会の事務局である二宮町政策部企画政策課において、一般の閲覧に供するものとする。 第６条（略）	第１条～第４条（略） （会議記録の公開） 第５条　協議会の会議記録は、協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。 ２　前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。 ３　協議会当日の資料については、その内容が第２条第１号及び第２号に該当する事項を除き、協議会の事務局である二宮町政策部企画財政課において、一般の閲覧に供するものとする。 第６条（略）